

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件八件	一七
○道路の区域を変更する件二件	一五
○道路の供用を開始する件二件	一六
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	一七
○浸水想定区域を指定した件二件	一七
正 誤	一七
○令和五年十月三十一日付け定例第四百三十号中	一七

## 告 示

### 福島県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
(変更後) 株式会社デンコードー

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日  
令和五年六月十五日

四 届出年月日  
令和六年三月十一日

五 届出をした者  
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ会津若松本店 福島県会津若松市町北町大字藤室字道下八十四番地一ほか十六筆
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

変更した年月日  
令和五年六月十五日

届出年月日

令和六年三月十一日

届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキいわき錦店 福島県いわき市錦町徳力七番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日

令和五年六月十五日

届出年月日

令和六年三月十一日

届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂百三十一番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日

令和五年六月十五日

届出年月日

令和六年三月十一日

届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市崩免二ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則

(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則

(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日  
令和五年六月十五日

四 届出年月日  
令和六年三月十一日

五 届出をした者  
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四百八十番一ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則

(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則

(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日  
令和五年六月十五日

四 届出年月日  
令和六年三月十一日

五 届出をした者  
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年三月二十二日

ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂百二十番ほか  
二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日  
令和五年六月十五日

四 届出年月日  
令和六年三月十一日

五 届出をした者  
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エイトタウン棚倉B棟、C棟 福島県東白川郡棚倉町棚倉字広畑百二十四番ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ダイユーエイト  
代表取締役 浅倉 俊一

福島県福島市太平寺堰ノ上五十八番地

株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則  
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
(変更後) 株式会社ダイユーエイト  
代表取締役 柳沼 忠広

福島県福島市太平寺堰ノ上五十八番地  
(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社デンコードー  
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
(変更後) 株式会社デンコードー  
代表取締役 高橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日  
令和五年三月一日

1 株式会社ダイユーエイト 令和五年六月十五日

2 株式会社デンコードー 令和五年六月十五日

四 届出年月日  
令和六年三月十一日

五 届出をした者  
株式会社ダイユーエイト  
株式会社デンコードー

福島県告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで令和六年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道国見 福島線	伊達市堀切端一番一 地先から	変更前	A 八・五 三八・五	三九六・五

(商業まちづくり課)

同 市鶴田三〇番五地 先まで	
変更後	B 八・五 三八・五
A 八・五 三八・五	四四三・〇
三九六・五	

(道路計画課)

**福島県告示第二百四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、一般国道に  
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
 計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和六年三月二十二日から二週間一般の縦覧に  
 供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字中川 字大田面一四八二番二 地先から 同 郡同 町大字水沼 字赤沢五〇五番一地先 まで	変更前 変更後	一〇・六 三二・〇	二六・一六〇・六
		変更後	一〇・六 三一・〇	二六・一六〇・六

(道路計画課)

**福島県告示第二百五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
 設事務所で令和六年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道国見福島線	伊達市堀切端一番一地先から	令和六年三月二日

同 市鶴田三〇番五地先まで
---------------

(道路計画課)

**福島県告示第二百六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若  
 松建設事務所で令和六年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字中川字大田面一 四八二番二地先から 同 郡同 町大字水沼字赤沢五〇 五番一地先まで	令和六年三月二五日

(道路計画課)

**福島県告示第二百七号**  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事  
 業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
いわき都市計画公園事業 五・六・二号 二十一世紀の森公園
- 三 事業認可の年月日 平成元年十月三十一日
- 四 事業施行期間 (変更前)平成元年十月三十一日から令和六年三月三十一日まで  
(変更後)平成元年十月三十一日から令和十一年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第五十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、新川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川整備課）

#### 公告第五十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、宮川、弁天川、諏訪川及び未続川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川整備課）

正 誤

○令和五年十月三十一日付け定例第四百二十号中

		五二四		ページ
		上		段
		後ろか ら一九		行
矢田川特定猟具使用禁止区域	矢田川特定猟具使用禁止区域			誤
	別紙区域図のとおり（いわき市）	小名浜住吉特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）	
泉ヶ丘ニュータウン特定猟具使用禁止区域	泉ヶ丘ニュータウン特定猟具使用禁止区域			正
	別紙区域図のとおり（いわき市）	別紙区域図のとおり（いわき市）	別紙区域図のとおり（いわき市）	